

上下水道だより

令和7年春号(R7.4月発行)

No.37

横手市上下水道部経営管理課
横手市四日町3番23号
TEL 0182-35-2251

令和7年度の水道事業の 主な工事・委託一覧



雄物川浄水場の配水池築造工事
(令和6年度繰越事業)

- 横手地域**…………… 配水管布設替（平城、旭川地区）
国道13号改良に伴う配水管布設・布設替
（柳田、新町、美砂古地区）
- 平鹿地域**…………… 愛宕山配水池更新に係る調査
配水管布設（平鹿東部地区統合）
県道横手東由利線道路改良に伴う配水管布設替
（下吉田地区）
- 雄物川地域**…………… 配水管布設（桑ノ木地区）
配水管布設替（沼館、石塚東、大沢地区）
配水管布設実施設計（沼田地区）
雄物川浄水場整備
（浄水棟建設、取水場整備、配水管布設）
- 十文字地域**…………… 市道仁井田古内線道路改良に伴う配水管布設替

- 横手地域**…………… 管渠築造（五ノ口、六ノ口、三本柳地区）
管渠実施設計（六ノ口）
- 大森地域**…………… 上溝地区マンホールポンプ・マンホール蓋更新
川西地区公共樹更新
- 全 域**…………… マンホールポンプ更新
マンホールポンプ場水位計更新
マンホールポンプ場自動通報装置更新
内水浸水想定区域図作成
下水道ストックマネジメント計画策定
下水道ビジョン策定
下水道全体計画見直し及び事業計画策定
集落排水施設維持管理適正化計画策定

令和7年度の下水道事業の 主な工事・委託一覧



下水道管渠の築造工事

工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いします。

令和7年度 当初予算の概要

水道事業

水を作り、届けるための予算

支出	19億8,200万円	
	人にかかるお金	2億3,109万円
	施設維持にかかるお金	6億8,794万円
	施設更新のための積立	9億2,878万円
	その他	1億3,419万円
収入	20億1,000万円	
	水道料金	16億1,897万円
	市のお金	1億1,972万円
	その他	2億7,131万円

水道施設を整備するための予算

支出	26億5,800万円	
	施設の整備・更新など	19億4,694万円
	借金の返済	7億1,106万円
収入	19億6,458万円	
	国のお金	3億2,241万円
	市のお金	2億1,381万円
	借金など	14億2,836万円

※不足分は企業会計内部で貯めたお金で賄います

下水道事業

汚水をきれいにするための予算

支出	21億2,820万円	
	人にかかるお金	1億3,569万円
	施設維持にかかるお金	7億1,339万円
	施設更新のための積立	10億8,935万円
	その他	1億8,977万円
収入	21億4,600万円	
	下水道使用料	7億9,904万円
	市のお金	9億888万円
	その他	4億3,808万円

下水道施設を整備するための予算

支出	21億2,670万円	
	施設の整備・更新など	6億6,010万円
	借金の返済	14億6,660万円
収入	11億8,888万円	
	国のお金	1億3,008万円
	市のお金	2億8,481万円
	借金など	7億7,399万円

※不足分は企業会計内部で貯めたお金で賄います

数字で見る横手市水道事業の経営状況 Vol.5

Q 水道経営では有収率の向上が課題と聞きました。横手市営水道の有収率について教えてください。

A 有収率とは、浄水場から送り出した水量に対し、皆さんが料金を支払い使用した水量の割合です。有収率は100%に近いことが理想ですが、市の令和5年度末の有収率は75.9%でした。全体の約4分の1は料金収入されなかった水量になります。

Q 約4分の1の水道水が、料金収入に結びついていない理由はなんですか。

A 一番の理由は、老朽管（古い水道管）や宅内の給水管などから常に少しずつ水が漏れていることが考えられます（微少漏水）。また、水質管理のための放水、水道施設の洗浄や消火活動など、有効に使用しているものの料金収入の対象とならない使用水があるためです。

Q 水道の老朽管はどれくらいあるのですか。

A 令和5年度末現在の市営水道管の延長は、約1,000kmありますが、そのうち約22.0%は法定耐用年数（機能を維持できるとされる年数）を超えている老朽管です。今後さらに老朽管の割合は増え、更新しなければ令和12年度末には全体の38.6%を占めるようになります。

Q 水道管からの漏水の発見は難しいのですか。

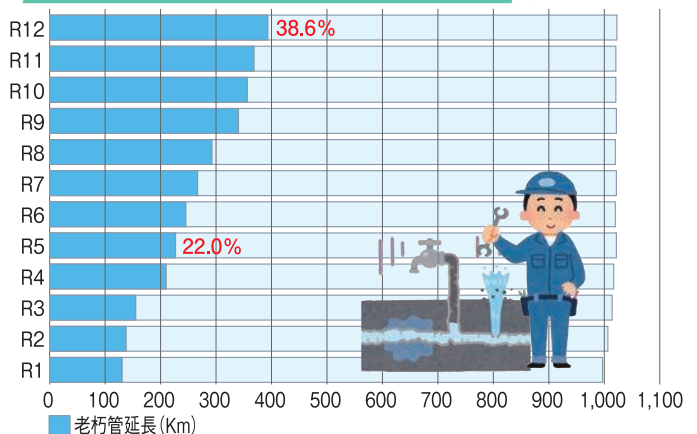
A 毎年各地域において計画的に行っている漏水調査では、比較的大規模な漏水は発見しやすいのですが、微少漏水は現在一般的に行われている音響探知技術を用いても、発見は難しいとされています。

Q 市ではどのように漏水対策を行っているのですか。

A 根本的な対策としては、老朽管を更新することですが、そのためには多くの費用と時間がかかりますので、更新箇所を順位付け、災害に強い水道管の整備と合わせ計画的に行っているところです。

水道管総延長に対する老朽管延長の割合

令和5年度末現在



上下水道部の事業を紹介します

私たちの重要なライフラインである水道及び下水道が、将来にわたって安全で安心して利用できるよう、市では様々な取り組みを行っています。今号では代表的な二つを紹介します。

管路更新耐震化プロジェクト『水道フォーラム』

横手市では、水道管の更新等に関するプロジェクトを立ち上げ、平成20年度より管路更新や耐震化の取り組みを進めてきました。

令和7年2月13日には、全国から関係者165名が集い「管路更新耐震化プロジェクト第30回『水道フォーラム』」を開催し、昨今の自然災害への対応や、老朽化が進む水道管を強靱化していくための管路更新、耐震化の必要性和、その資金となる水道料金の関係性を交えた講演講義等を行いました。

これからも水道水を安全に安定して供給するうえで、有意義な意見交換の場となりました。



上下水道事業経営協議会

水道事業及び下水道事業における効率的な施設整備と健全な事業経営を図るため、年数回開催しています。

委員は学識経験者4名と、住民代表として各地域から2名の合わせて16名、全員で20名の構成で委嘱されています。

協議会での決定事項や各委員のご意見は、後の施設整備計画や事業経営における貴重な判断材料としています。



令和7年度の検針と請求月をお知らせします

メーターの検針と請求は2か月に1回(隔月)です。(メーター口径50ミリ以上は毎月検針・請求)

令和7年度の検針、請求は次のとおりです。

口座振替による納付の場合は、検針した水量を2分割して料金を算出し、毎月請求(引落)となります。

検針日が13～28日の地区 横手地域の一部

請求月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
検針日	検針なし		4/13～28		6/13～28		8/13～28		10/13～28		検針なし		検針なし	
納付書払い (支払期限)	3/10頃郵送 (3/31)		検針時配布 (6/2)		検針時配布 (7/31)		検針時配布 (9/30)		検針時配布 (12/1)		1/10頃郵送 (2/2)		3/10頃郵送 (3/31)	
口座振替日	3/17	4/17	5/19	6/17	7/17	8/18	9/17	10/17	11/17	12/17	1/19	2/17	3/17	4/17

検針日が1～14日の地区 横手地域の一部と増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄地域

請求月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
検針日	検針なし		5/1～14		7/1～14		9/1～14		11/1～14		検針なし		検針なし	
納付書払い (支払期限)	3/20頃郵送 (3/31)		検針時配布 (6/2)		検針時配布 (7/31)		検針時配布 (9/30)		検針時配布 (12/1)		1/20頃郵送 (2/2)		3/20頃郵送 (3/31)	
口座振替日	3/27	4/28	5/27	6/27	7/28	8/27	9/29	10/27	11/27	12/29	1/27	2/27	3/27	4/27

【再振替について】

残高不足などにより口座振替できなかった場合は翌月11日に再振替します。ただし、再振替日前に所定の営業日数が不足する場合は、再振替を行わずに督促状(納付書)を送付します。

令和7年度の再振替日は、4/11、6/11、8/12、11/11、12/11、R8年2/12の6回です。

水道・下水道(集落排水含む)のメーター交換を実施します

○計量法に基づく水道メーターの有効期間は8年です。有効期間満了前の交換が義務付けられています。

○今年度交換の対象となるお客様に、検針票への記載でお知らせいたします。

○交換作業は令和7年4月から行います。順次訪問し交換作業を行いますので、委託を受けた工事店がお客様宅へ伺った際にはご協力をお願いします。

○作業時は原則立会い不要ですが、ご不在の場合でも作業をさせていただくことがあります。

交換前

《指定工事店》

○委託を受けた指定工事店が交換します。
(作業員は必ず横手市の腕章をつけています。)

《交換しやすいようご協力をお願いします》

○メーターボックスや止水栓の上に物が載っている場合は、移動させてください。
○メーターボックスの中に凍結防止の保温資材などを入れている場合は、撤去願います。

交換

《断水》

○交換作業中は断水となります。

《費用》

○メーター交換は無料です。
○ただし、メーター交換以外の工事や修繕はお客様の負担となります。

《経年劣化等による破損の場合》
経年劣化等により、止水栓やメーターの取付部分に不具合があった場合はお客様のご負担になります。

※止水栓が操作不能の場合は、メーター交換ができないので、修理をお願いします。

交換後

《濁り水等の可能性》

○交換後、濁り水、空気等が出ることがあります。

○給湯器、トイレ、洗濯機、精密機器等をご利用になる前に、これ以外の宅内の蛇口からしばらく水を流し、異常がないことを確認してください。



水道料金等のお知らせ

みほん

お客様番号	今回検針日	水 道 料 金
区 域	メーター番号	使用期間
今回検針		円
前回検針		円
推定使用量(推定)		円
取替までの水量(+)		円
区 分	水道	下水道
今回使用水量	円	円

※このお知らせ書は、料金のお支払は出来ません。

口座振替のお客様へ

口座振替済のお知らせ

振替日	水 道 料 金	円	円
下水道使用料	円	円	円
合 計 金 額	円	円	円

(納付手続きの完了後)振込金額は振付処理前の金額です。

メーター交換のお知らせ

検満メーター交換の対象となっております。

交換に訪問した際は、ご協力をお願いします。

交換時期：水道4～9月・下水道6～10月

担当指定工事店：●●水道工業(株)

お問い合わせは横手市水道お客様センター TEL 32-2758

★宅地内の給水装置(給水管・機器類)は、お客様の財産です。

★お客様の責任で維持・管理をすることになりますので、ご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先 横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758

漏水していませんか？

心当たりがないのに、いつもより水道使用量が多い場合は漏水しているかもしれません。蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（銀色の円形状のもの）を観察してください。**パイロットが回転している場合は、漏水の可能性あります**ので、速やかに横手市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。



パイロット

漏水減免にならないケースもあります

宅内設備の管理を怠ったことが原因の漏水は「所有者責任」のため、減免になりません。

- 水抜き栓の誤操作
- 長期間不在時に水道使用中止をしない場合
(必要な管理を怠った場合)
- お客様の財産である器具の故障
(蛇口、トイレ、ボイラーなど)

検針へのご協力をお願いします

■ 水道メーターの検針の際、次の理由などにより検針ができない場合があります。雪解け後、今一度ご確認ください。スムーズな検針へのご協力をお願いします。

- ・ ボックスの上に植木鉢、車、バイクなどありませんか？
- ・ ボックス付近に飼育犬がいませんか？
- ・ 草木が生い茂って通行できなくなっていますか？

■ 凍結破損防止のためにメーターボックス内に保温資材を入れている場合は、検針の期間は資材の撤去にご協力ください。

《主な例》

タオル→



← 発泡スチロール

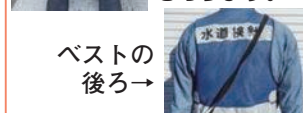
ビニール資材→



■ 検針員はベスト着用でお邪魔しています

持ち物はコレ！
・ 検針用端末
・ 納付書用印刷機
・ 水道検針棒
など

漏水の可能性があるとときや、水量が大きく増えたときは家人とお話しすることもあります。



ベストの後ろ→

「水洗化のお願い」 ～水洗化で快適な生活を～

私たちは、日常生活でたくさんの水を使っています。その汚れた水をそのまま流すと川や海が汚染されるばかりでなく、やがては生活に必要な水を手に入れることが難しくなります。こうした汚水を集めて処理し、きれいな水にのみがえらせ、自然界に戻すのが「下水道」「集落排水施設」「合併処理浄化槽」です。

下水道や集落排水施設への早期接続、あるいは合併処理浄化槽の設置をお願いします。

■ 下水道・集落排水施設に接続するには？

排水設備指定工事店に工事を依頼してください。

市ホームページ
排水設備工事店
の一覧 (PDF) ▶



■ 融資あっせん制度

水洗化工事資金を借り入れた際の利子分を市が負担する制度です。工事着手前にご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
融資あっせん制度
のページ ▶



■ 下水管が通っていない区域では？

合併処理浄化槽を新たに設置する方は、市から補助金が受けられます。

◆ 対象区域：個別処理区域

(下水道事業区域と集落排水事業区域を除いた区域)

◆ 対象者：主に居住を目的とする住宅に浄化槽を新たに設置する方

◆ 補助限度額 ※個別処理区域に上乗せされる 10 万円を加算した額です

5人槽 490,000 円 7人槽 574,000 円 10人槽 760,000 円

また、以下の費用についても補助金が受けられます。

補助金を受けられる費用の内容	補助金額(限度額)
合併処理浄化槽設置に伴い必要となる単独浄化槽の撤去費用	120,000 円
合併処理浄化槽設置に伴い必要となる汲取り便槽の撤去費用	90,000 円
単独浄化槽又は汲取り便槽からの転換に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用	300,000 円

※ただし、補助額は実際の経費と比較していずれか少ない方の額となります。

市ホームページ
浄化槽設置に関する
補助金のページ▶



お問い合わせ先 下水道課 TEL 0182-35-2253

料金のお問い合わせは…

横手市水道お客様センター

☎0182-32-2758

▶ 平日8:30～17:30 ※水曜日は19時まで

▶ 土日8:30～13:30

◆ 休業日 祝日、振替休日、12/29～1/3



上下水道でお困りのときは…

▶ 平日8:30～17:15

経営管理課 ☎0182-35-2251

水道課 ☎0182-35-2252

下水道課 ☎0182-35-2253

▶ 夜間・閉庁日 ☎0182-35-2111 (代表)